

苓北町介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表

- 1 訪問型サービス サービスコード表
- 2 通所型サービス サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

令和8年4月

1 訪問型サービス サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	日割りの場合	39	1日につき			
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき			
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	日割りの場合	77	1日につき			
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき			
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	日割りの場合	123	1日につき			
A2	2411	訪問型独自サービス21	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	1回につき			
A2	2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合	179				
A2	2621	訪問型独自サービス23	所要時間20分以上45分未満の場合	220				
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	所要時間45分以上の場合	163				
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	1週間当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	△ 12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割りの場合	1 単位減算	△ 1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	△ 23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合	1 単位減算	△ 1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	△ 37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割りの場合	1 単位減算	△ 1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	△ 3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	2 単位減算	△ 2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	△ 2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		所要時間45分以上の場合	2 単位減算	△ 2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の	15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の	15% 加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の	15% 加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の	10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の	10% 加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の	10% 加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の	5% 加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の	5% 加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200 単位加算	200		1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50 単位加算	50		1月1回程度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の	245/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の	224/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の	182/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算IV		(4)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の	145/1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1		介護職員等処遇改善加算 (V)	(5)介護職員等処遇改善加算 (V) (1)	所定単位数の		221/1000 加算
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2			介護職員等処遇改善加算 (V) (2)	所定単位数の		208/1000 加算
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3			介護職員等処遇改善加算 (V) (3)	所定単位数の		200/1000 加算
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4			介護職員等処遇改善加算 (V) (4)	所定単位数の		187/1000 加算
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5			介護職員等処遇改善加算 (V) (5)	所定単位数の		184/1000 加算
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6			介護職員等処遇改善加算 (V) (6)	所定単位数の		163/1000 加算
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7			介護職員等処遇改善加算 (V) (7)	所定単位数の		163/1000 加算
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8			介護職員等処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数の		158/1000 加算
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9			介護職員等処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数の		142/1000 加算
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10			介護職員等処遇改善加算 (V) (10)	所定単位数の		139/1000 加算
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11	介護職員等処遇改善加算 (V) (11)	所定単位数の	121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 12	介護職員等処遇改善加算 (V) (12)	所定単位数の	118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13	介護職員等処遇改善加算 (V) (13)	所定単位数の	100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14	介護職員等処遇改善加算 (V) (14)	所定単位数の	76/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の	63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の	42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の	24/1000 加算			

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまでの独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域における小規模事業所加算、中間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

2 通所型サービス サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
		事業対象者・要支援1	要支援2	日割の場合				
A6 1111	通所型独自サービス1				1,798	1月につき		
A6 1112	通所型独自サービス1日割	1週当たりの標準的な回数を定める場合		59 単位	59	1日につき		
A6 1121	通所型独自サービス2				3,621	1月につき		
A6 1122	通所型独自サービス2日割			119 単位	119	1日につき		
A6 1113	通所型独自サービス1回数	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき		
A6 1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	447 単位	447	1回につき		
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	△ 18	1月につき	
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	△ 1	1日につき	
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	△ 36	1月につき	
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	△ 1	1日につき	
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△ 4	1月につき	
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	△ 4	1日につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11		1月当たりの回数を定める場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	△ 18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	1 単位減算	△ 1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	1月当たりの回数を定める場合		事業対象者・要支援2	36 単位減算	△ 36	1月につき	
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	△ 1	1日につき	
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	△ 4	1回につき	
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4 単位減算	△ 4	1回につき	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等加算			所定単位数の	5% 加算		1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5% 加算		1日につき	
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	所定単位数の	5% 加算		1回につき			
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	△ 376	1月につき	
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752 単位減算	△ 752	1回につき	
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3				94 単位減算	△ 94	1回につき	
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	△ 47	片道につき		
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活上グループ活動加算		100 単位加算	100			
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240			
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50 単位加算	50			
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		200 単位加算	200			
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算 I	150 単位加算	150			
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		口腔機能向上加算 II	160 単位加算	160			
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480 単位加算	480			
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算 (I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	1月につき	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		サービス提供体制強化加算 (III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)	100 単位加算	100			
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 1		生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200			
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	口腔栄養スクリーニング加算	口腔栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき		
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		口腔栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)	5 単位加算	5	1回につき		
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40			
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の	92/1000 加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の	90/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の	80/1000 加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		介護職員処遇改善加算 (IV)	所定単位数の	64/1001 加算			
A6 6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1		介護職員処遇改善加算 (V)	介護職員処遇改善加算 (V) (1)	所定単位数の	81/1001 加算		
A6 6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2			介護職員処遇改善加算 (V) (2)	所定単位数の	76/1002 加算		
A6 6383	通所型独自サービス処遇改善加算 V 3			介護職員処遇改善加算 (V) (3)	所定単位数の	79/1002 加算		
A6 6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4			介護職員処遇改善加算 (V) (4)	所定単位数の	74/1003 加算		
A6 6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V 5			介護職員処遇改善加算 (V) (5)	所定単位数の	65/1003 加算		
A6 6386	通所型独自サービス処遇改善加算 V 6			介護職員処遇改善加算 (V) (6)	所定単位数の	63/1004 加算		
A6 6387	通所型独自サービス処遇改善加算 V 7			介護職員処遇改善加算 (V) (7)	所定単位数の	56/1004 加算		
A6 6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V 8			介護職員処遇改善加算 (V) (8)	所定単位数の	69/1005 加算		
A6 6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9			介護職員処遇改善加算 (V) (9)	所定単位数の	54/1005 加算		
A6 6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 10			介護職員処遇改善加算 (V) (10)	所定単位数の	45/1006 加算		
A6 6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 11	介護職員処遇改善加算 (V) (11)	所定単位数の	53/1006 加算				
A6 6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 12	介護職員処遇改善加算 (V) (12)	所定単位数の	43/1007 加算				
A6 6393	通所型独自サービス処遇改善加算 V 13	介護職員処遇改善加算 (V) (13)	所定単位数の	44/1007 加算				
A6 6394	通所型独自サービス処遇改善加算 V 14	介護職員処遇改善加算 (V) (14)	所定単位数の	33/1008 加算				
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の	12/1000 加算			
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の	10/1000 加算			
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	通所型独自サービスベースアップ等支援加算		所定単位数の	11/1000 加算			
A7 1001	通所型サービスA (集団) 1	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,528	1,528	1月につき	
A7 1002	通所型サービスA (集団) 2 割) 2				59 単位	59	1日につき	
A7 1003	通所型サービスA (集団) 3 割) 3				119 単位	119	1日につき	
A7 1004	通所型サービスA (集団) 1 日割				50	50	1日につき	
A7 1005	通所型サービスA (集団) 2 日割				50	50	1日につき	
A7 1006	通所型サービスA (集団) 3 日割				50	50	1日につき	
A7 1011	通所型サービスA (集団) 4			要支援2		3,078	3,078	1月につき
A7 1012	通所型サービスA (集団) 2 割) 5					3,078	3,078	1月につき
A7 1013	通所型サービスA (集団) 3 割) 6				3,078	3,078	1月につき	
A7 1014	通所型サービスA (集団) 4 日割				101	101	1日につき	
A7 1015	通所型サービスA (集団) 2 割) 5 日割				101	101	1日につき	
A7 1016	通所型サービスA (集団) 3 割) 6 日割				101	101	1日につき	

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
		事業対象者・要支援1	要支援2	日割の場合		
A6 8001	通所型独自サービス11・定超				1,259	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合		59 単位	41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超			3,621 単位	2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位	83	1日につき
A6 8003	通所型独自サービス21・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305	1回につき
A6 8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
		事業対象者・要支援1	要支援2	日割の場合		
A6 9001	通所型独自サービス11・人欠				1,259	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス11日割・人欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合		59 単位	41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・人欠			3,621 単位	2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位	83	1日につき
A6 9003	通所型独自サービス21・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305	1回につき
A6 9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313	1回につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまでの独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

3 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援 1・2	442	単位	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメント 虐待未・業継未		虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算	434	単位	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント 虐待未		虐待防止措置未実施減算	438	単位	
AF	2114	介護予防ケアマネジメント 業継未		業務継続計画未策定減算	438	単位	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	初回加算	300	単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	委託連携加算	300	単位加算	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。